

## 目次

### スポーツ参画人口の拡大

- ・ スポーツ実施率の向上に向けた方策
- ・ スポーツを通じた健康増進に関する具体的施策

【第2期スポーツ基本計画の主な関連箇所】  
 1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実  
 (1) スポーツ参画人口の拡大  
 ①若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進  
 ③ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

### クリーンでフェアなスポーツの推進

- ・ スポーツインテグリティ向上に向けた取組
- ・ スポーツ・インテグリティ確保に向けたアクションプラン
- ・ アンチドーピングの推進

【第2期スポーツ基本計画の主な関連箇所】  
 4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上  
 ①コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進  
 ②ドーピング防止活動の推進

### スポーツの成長産業化

- ・ スポーツの成長産業化に向けた取組 (スポーツの場におけるオープンイノベーション推進)
- ・ スポーツ産業×IT技術×その他産業との融合
- ・ 科学技術・情報技術環境の変化と「スポーツ」の広がり

【第2期スポーツ基本計画の主な関連箇所】  
 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現  
 (2) スポーツを通じた経済・地域の活性化  
 ①スポーツの成長産業化

### 運動部活動改革

- ・ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
- ・ 部活動指導員の配置

【第2期スポーツ基本計画の主な関連箇所】  
 1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実  
 (1) スポーツ参画人口の拡大  
 ①学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

## スポーツ実施率の飛躍的向上に向けた方策について

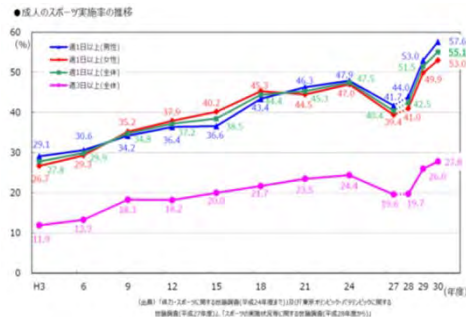


- スポーツ審議会による「スポーツ実施率向上のための行動計画について（答申）」（2018年8月6日）を踏まえ、2018年9月6日に「スポーツ実施率向上のための行動計画」を策定。
- 今後、関係省庁、地方自治体、スポーツ団体等の関係機関との連携をさらに強化させ、「行動計画」の具現化を図っていく。
- 行動計画の施策については、EBPM (Evidence-Based Policy Making) の観点に留意しつつ、進捗状況を点検・評価を実施。また、**取組の有効性を把握・検証するためのエビデンスが不足している分野・領域については、必要なデータ収集・分析・指標の開発を進める。**
- スポーツ審議会（健康スポーツ部会）において引き続き議論を進め、本年夏頃を目途に新たな制度創設・制度改正も視野に入れた中長期的な施策を取りまとめる予定。

スポーツ実施率向上のための行動計画  
 ～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～  
 2018年9月6日策定

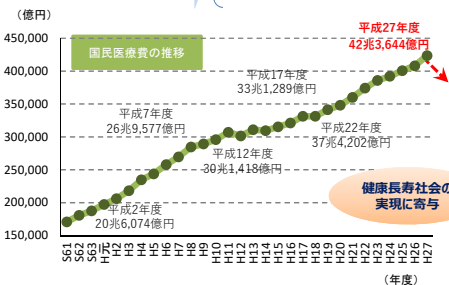
広く国民全体に向けたスポーツ実施率向上のための新たなアプローチや、即効性のある取組

- 国民全体に対する普及・啓発策
- 子供・若者、ビジネスパーソン、高齢者、女性、障害者等各層の特性に応じた取組



2021年度末までに「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（障害者は40%程度）」の達成！

・勇気、自尊心、友情などの価値の実感  
 ・高い生活満足度、ストレス解消・心身の健康増進  
 ・生活習慣病等の予防



健康長寿社会の実現に寄与

## スポーツを通じた健康増進に関する具体的施策の例



【「スポーツ実施率向上のための行動計画」を踏まえて、新たに取り組んだ施策の例】

### 【厚生労働省との連携】

- **鈴木長官がナイトヨガイベントに参加（2018年9月）**
  - ・厚生労働省が「健康増進普及月間」（9月）に神宮球場で実施したナイトヨガイベントに鈴木長官が参加
  - ・気軽に参加できるヨガ体験でスポーツのきっかけづくりを促進
- **第7回「健康寿命をのばそう！アワード」において、スポーツ庁長官賞を創設（2018年11月）**
  - ・「健康寿命をのばそう！アワード」は、厚生労働省が推進する「スマート・ライフ・プロジェクト」が掲げる4つのテーマ（適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診・検診の受診）について、生活習慣病予防の啓発や健康増進のための優れた取組を行っている企業・団体・自治体を表彰
  - ・第7回「健康寿命をのばそう！アワード」は、2018年11月19日に最終審査が行われ、株式会社NTT東日本 - 関信越、社会福祉法人聖隷福祉事業団浜松市リハビリテーション病院、高山県にスポーツ庁長官賞を授与



### 【大規模商業施設との連携】

- **イオンモールウォーキングとの連携（2018年9月）**
  - ・全国のイオンモール約140店舗で実施されているイオンモールウォーキング（天候や時間に左右されず、買い物ついでに気軽にウォーキング可能）とスポーツ庁の「FUN+WALK PROJECT」が連携し、日常生活での「歩く」を促進
  - ・2018年9月11日にイオンモール幕張新都心にて記者発表会を実施し、鈴木長官がイオンモール株式会社吉田昭夫社長とハピネスモールのイメージキョクター清原果耶さんとともにイオンモールウォーキングを実施



【「スポーツ実施率向上のための行動計画」を踏まえて、引き続き取り組んでいる施策の例】

### ○「運動・スポーツ習慣化促進事業」の実施

- ・多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るため、スポーツ部局や健康福祉部局等と域内の関係団体が一体となって行う、スポーツを通じた健康増進に資する取組を支援
- ・医療機関とスポーツ施設と地方公共団体等が連携を図り、スポーツ医学の知見に基づいた、疾病コントロールの維持・改善につながる運動・スポーツを習慣化するためのシステム開発及び実践を目指す

### ○子供の運動習慣アップ支援事業の実施

- ・幼児に対して、運動遊びプログラムを通じて楽しみながら多様な動きを身に付けることができる機会を提供することで、日常的に運動・スポーツを実施する習慣を支援
- ・また、幼児の保護者に、この年代に多様な運動をすることの重要性を啓発

### ○「障害者スポーツ推進プロジェクト」の実施

- ・地域のスポーツ関係者・障害福祉関係者の連携により、障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境づくりを支援（2018年度10団体）
- ・障害者スポーツ団体の連携、体制整備への支援

### ○「Special プロジェクト2020」の実施

- ・全国の特別支援学校で、スポーツ・文化、教育の祭典を開催するためのモデル事業の実施（2018年度3団体）
- ・特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進（2018年度6団体）

### ○「スポーツエールカンパニー」の認定

- ・「働き盛り世代」のスポーツの実施を促進し、スポーツに対する社会的な機運の醸成を図ることを目的として、社員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を認定する制度
- ・2018年度は34社を認定し、2017年度（217社）から130社増加



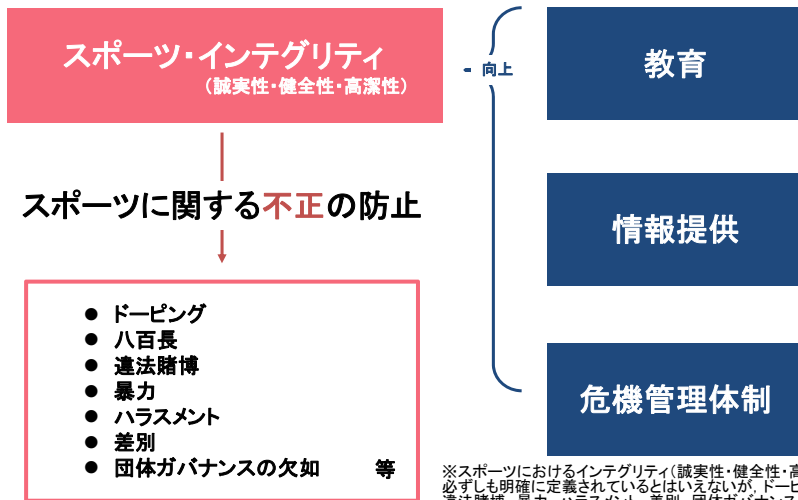
### ○「FUN+WALK PROJECT」の実施

- ・普段の生活から気軽に取り入れることのできる「歩く」に着目し、「歩く」に「楽しい」を組み合わせることで、自然と「歩く」習慣が身に付くようなプロジェクト
- ・2018年10月を「FUN+WALK月間」（FUN+WALKフェア、アフター5+WALKの実施等）とし、さらなる機運の醸成を図ったアンバサダーとして、EXILE USAさんと、EXILE TETSUYAさんを任命。アフター5+WALK実施店舗の視察等を実施



17

## スポーツインテグリティ向上に向けた取組



※スポーツにおけるインテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)とは、必ずしも明確に定義されているとはいえないが、ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念である。

18

【概要】スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン  
(平成30年12月20日 スポーツ庁)

1. スポーツ団体における適正なガバナンスの確保

- (1)「スポーツ団体ガバナンスコード」の制定、スポーツ審議会における審議
  - ・スポーツ審議会において検討を行い、2019年春頃を目途にスポーツ団体ガバナンスコードを制定
- (2)スポーツ団体によるコードの遵守に係る「自己説明-公表」の促進
  - ・「自己説明-公表」を促進するための方策について検討し、2019年度中に結論
- (3)中央競技団体に対するコードに基づく適合性審査に係る助言
  - ・2019年度中の審査基準の策定や試行的な実施、2020年度からの適合性審査の実施に向けた準備が円滑に進むよう、JSPO、JOC及びJPSAに対して必要な助言
- (4)「スポーツ政策推進に関する円卓会議」の設置
  - ・スポーツ庁、JSC、JSPO、JOC及びJPSAによる円卓会議の設置
- (5)中央競技団体に対するモニタリングの実施
  - ・2019年度以降、円卓会議と連携し、モニタリングの実施及びモニタリング結果の共有等 <JSC>
- (6)ガバナンス問題に係る第三者調査支援制度の創設
  - ・「スポーツ団体ガバナンス調査支援パネル（仮称）」を設置し、中央競技団体からの求めに応じ、必要な調査支援等を行う仕組みを2019年度中に創設し、2020年度以降、本格実施 <JSC>
- (7)中央競技団体の経営基盤の強化
  - ・2019年度中に「中長期事業計画の策定に係る手引き」の作成公表、先進モデル形成支援
  - ・2019年度に中央競技団体における新たな外部人材確保の先進モデル形成支援
  - ・2019年度に全ての中央競技団体の公益法人化の実現可能性について必要な調査の実施
- (8)スポーツ団体への公的支援と適合性審査との連携
  - ・中央競技団体に対する競技力向上事業助成金やそれ以外の公的支援における適合性審査の活用の在り方等について検討し、2019年度中に結論

2. スポーツを行う者の権利利益の保護

- (1)指導者等の資質・能力の向上及び教育・啓発活動の促進
  - ・2019年度からアクティブラーニング形態の講習会等の実施、インテグリティ教育及び啓発活動支援
- (2)相談窓口の設置及び活用の促進
  - ・相談に関する守秘義務の遵守や、相談者に対する不利益な取扱いの禁止等を徹底
  - ・2019年度から利用対象者の拡大及びSNS相談窓口の本格導入 <JSC>
- (3)スポーツ仲裁自動応答条項の採択促進及び仲裁に係る人材育成
  - ・日本スポーツ仲裁機構と連携した研修の実施、諸外国の仲裁機関への人材派遣による仲裁活動の中核的人材の育成

19

アンチ・ドーピングの推進

体制



スポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する法律

- ・スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律施行（平成30年10月1日）
- ・スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令施行（平成30年10月1日）
- ・ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を策定中。

ドーピング防止活動推進事業

ドーピング防止教育

- ・アスリート・サポートスタッフへの研修
- ・各競技団体の教育・啓発活動の年間計画の策定支援
- ・スクールプロジェクトの実施
- ・医療従事者への情報提供手法の検討

ドーピング防止活動に係る人材育成

- ・ドーピング検査員(DCO)の新規資格取得者の増加
- ・DCOの資質向上
- ・国際的なDCOの養成

ドーピング検査技術研究開発

- ・進化するドーピングに対応できる検出手法の研究開発
- ・アスリートに負担をかけないドーピング検査手法の研究開発

インテリジェンス情報を用いたアンチ・ドーピング活動の推進（JSC）

- ・ドーピング検査だけでは捕捉できないドーピング行為に対応するため、ドーピング通報窓口の運用等を通じた情報収集や専門的知見からの分析などのインテリジェンス活動の実施。

20

## スポーツの成長産業化に向けた取組



### スポーツの場におけるオープンイノベーション推進によるスポーツへの投資促進

- ▶ 平成29年度に実施したスポーツ市場におけるICTやAI等の活用、他産業との融合に関する調査の結果を踏まえ、スポーツ界が有するデータ・権利・施設等の多様なリソースと他の産業や学術機関等有する技術・ノウハウ等のリソースとの融合を促し、新たな財・サービスの創出を促進するスポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）の構築を推進。
- ▶ 平成30年12月に、同プラットフォームの構築を先導するため、総務省、経産省の協力を得て、スポーツ団体、プロスポーツチーム、経済界等の有識者等により構成される推進会議を開催。また、平成31年1月に、スポーツ団体、民間事業者、大学・研究機関等の関係者が一堂に会するカンファレンスを開催。

### SOIP (Sports Open Innovation Platform)

#### 推進会議

日時 2018年12月18日(火) 13時～15時  
会場 経済産業省別館3階310



#### SOIN (ネットワーキング)

日時 2019年1月26日(土) 10時～18時  
会場 東京コンファレンスセンター・有明  
テーマ

- スポーツのアセットを活用した他産業の価値高度化
- テクノロジー活用によるスポーツの価値高度化
- スポーツオープンイノベーション活性化に向けた今後の展開
- スポーツ団体と親会社やスポンサーがWin-Winの関係を築くためのポイント等

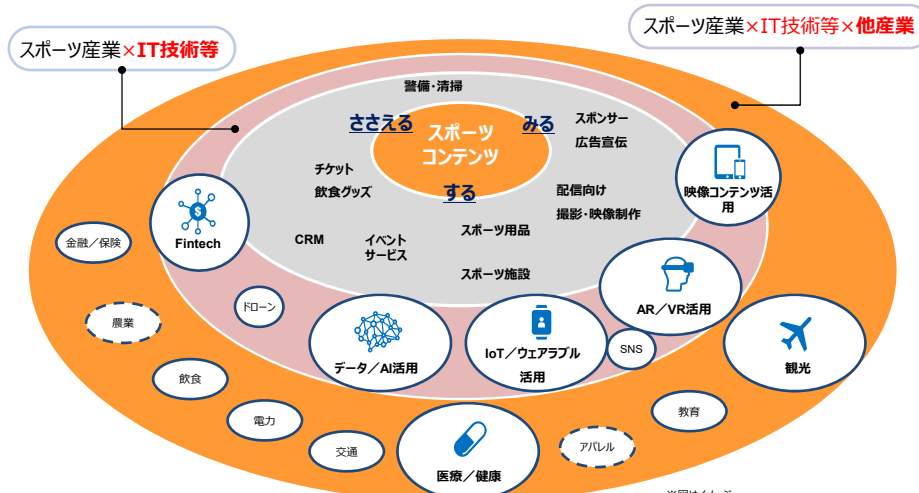
※アナリティクスカンファレンスと同時開催



21

## スポーツ産業×IT技術×他産業との融合

- スポーツ産業、他各産業がビジネス／顧客拡大の取組みを進める中で、**産業間の親和性の高さや潜在顧客がIT技術を介して繋がることで**、双方の産業拡大に好影響を及ぼす。
- IT技術により今までにはなかったことを実現する**ことで、新ビジネスの創出や新たな顧客体験を生み出し、より効果の高い融合を実現し、スポーツ産業の拡大につなげる。



※図はイメージ

22

## 科学技術・情報技術環境の変化と、「スポーツ」の広がり例

**【スポーツの歴史】**  
社会・生活上で新しい技術・道具が登場するごとに、余暇において、その技術・道具を用いた競技やレクリエーションが登場してきている



**【アーバンスポーツ、ゆるスポーツ】**  
近現代の生活空間である都市を、フィールドとして活用するスポーツ、身の回りの日常用具等を活用した誰もが楽しめるスポーツ等への広がり



**【パラスポーツ】**  
道具によって肉体の機能の欠損等を補ったスポーツが登場



**【超人スポーツ】**  
肉体や道具の機能を、技術によってさらに拡張させて行うスポーツ、またゲームのようにAR/VR技術等を活用したスポーツも登場



**【サイバスロン】**  
肉体機能の拡張等に用いる技術それ自体を競う大会も登場



23

## 運動部活動ガイドラインについて

### 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定について (H30.3)

**ガイドライン策定の趣旨等**

- 少子化の進展等の中、運動部活動を持続可能なものとするため、速やかに抜本的な改革に取り組む。
- 生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活を重視し、地域・学校等に合った多様な形で実施を目指す。
- 義務教育の中学校を主な対象とし、高等学校も原則適用（多様な教育が行われている点に留意）。

**1 適切な運営のための体制整備**

(1) 運動部活動の方針の策定等

- 都道府県は「運動部活動の在り方に関する方針」、学校の設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。
- 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成。校長は、活動方針とともに公表。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置。また、各運動部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正。
- 学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置。運動部顧問及び管理職対象の研修を実施。

**2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組**

- 校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン」(H25年5月文部科学省)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底（学校の設置者等は、支援及び指導・是正）。
- 中央競技団体は、運動部活動での効率的・効果的な科学的トレーニングの指導手引を作成・公開。
- 運動部顧問は、指導手引を活用し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施。

**3 適切な休養日等の設定**

- ジュニア期のスポーツ活動時間に関する医学・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。
  - ・ 学期中は適当に2日以上休養日（平日1日、土日1日以上）
  - ・ 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養（オフシーズン）を設ける。
  - ・ 1日の活動時間は、長くとっても平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。

（右へ続く）

**4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備**

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部を設置（季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等）。
- 地方公共団体は、生徒のスポーツ活動の機会が増えなれないよう、合同部活動等の取組を推進。

(2) 地域との連携等

- 地方公共団体等は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備。社会教育活動への学校体育施設開放を推進。
- スポーツ団体は、地方公共団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の充実を推進。また、部活動指導員の任用・配置及びスポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力。

**5 学校単位で参加する大会等の見直し**

- 日本中学校体育連盟は、主催大会の参加資格や運営の在り方等を速やかに見直し。
- 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を策定。校長は、各運動部が参加する大会等を精査。

**終わりに**

- 地方公共団体は、長期的に、学校単位の運動部活動に代わる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策に係る検討が必要。

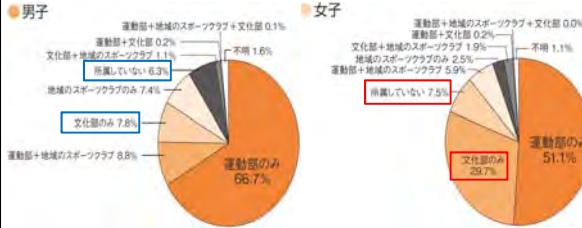
24

## 運動部活動の現状と課題

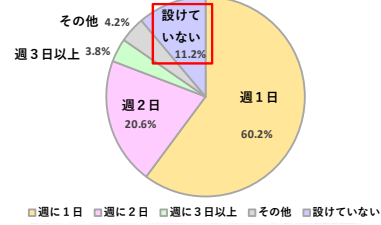


- 中学2年女子の4割弱が運動部や地域スポーツクラブに所属していない。一方で、それら女子の求める参加条件は「嗜好・興味」「マイペース」「適度な練習日数・時間」が挙げられている。
- 1週間に休養日を設けていない中学校の割合は11.2%。
- 担当教科が保健体育ではなく、かつ、担当部活動の競技の経験がない教員の割合は、中学校で45.9%。

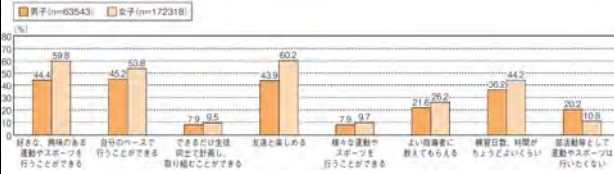
部活動等の所属内訳(中学2年生)



部活動の休養日を設定している学校の割合

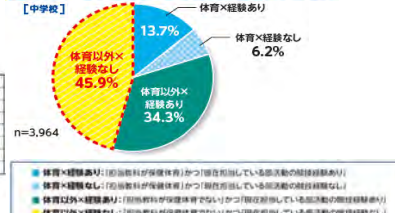


運動部等に所属しない人が求める参加条件(中学2年生)



(出典) スポーツ庁「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無



● 体育×経験あり: 「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」  
 ● 体育×経験なし: 「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」  
 ● 体育以外×経験あり: 「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」  
 ● 体育以外×経験なし: 「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」

(出典) (公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)」